三重県飲食店時短要請等協力金(第6期)

対象期間

令和4年 | 月2 | 日(金)から3月6日(日)

※東紀州地域は令和4年1月31日(月)から3月6日(日)まで

要請期間 延長

支給金額

【中小企業】

※あんしん みえリア認証店はどちらかを選択

あんしん みえリア 非認証店

あんしん みえリア 認証店

●20時まで かつ 酒類提供なし 売上高に応じて 3万円~10万円/日 ●21時まで(酒類提供可能) 売上高に応じて 2.5万円~7.5万円/日

●20時まで かつ 酒類提供なし 売上高に応じて <mark>3万円~I 0万円/日</mark>

【大企業】 | 日あたり 売上高減少額×0.4 (上限あり) ※中小企業も、この方式を選択可

◆早期支給申請の受付を再開

令和4年2月 | 8日(金)まで(消印有効)

相談窓口

☎059-224-2335 土日祝を除く **9時~Ⅰ7時**